

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
第4回全体会議 議事次第

令和2年3月5日（木）
（持ち回り開催）

1. 議題

- （1）2019年度（令和元年度）における実施結果について（資料1）
- （2）2020年度（令和2年度）の活性化協議会の進め方について（資料2）

<資料一覧>

資料1 2019年度（令和元年度）における実施結果について

資料2 2020年度（令和2年度）の活性化協議会の進め方（案）

参考資料 水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
規約

2019 年度（令和元年度）における実施結果について

1. 調査対象案件について

2019 年（令和元年）6 月 6 日に開催された第 3 回全体会議で確認された、

- (1) ミャンマーにおける統合水資源管理マスタープラン
- (2) インドネシアにおけるダム再生

の各案件候補について、水資源機構と国土交通省が現地調査等を実施し、案件形成に向けての検討を行った。

- (1) ミャンマーにおける統合水資源管理マスタープラン

現地調査を 3 回実施するとともに、案件の実施に向けて 2018 年度（平成 30 年度）から継続してミャンマー国政府や関係機関との調整を進めた。その結果、統合水資源管理マスタープランの必要性、重要性に関する理解が進み、同国政府から「バゴー・シッタン川流域統合水資源管理マスタープラン策定」についての要請書が 2019 年（令和元年）11 月、日本国政府に提出された。

なお、対象流域の統合水資源管理マスタープラン策定後に想定されるプロジェクトとして、施設の整備・運用等の分野で我が国事業者の参入可能性のある事業が見込まれる。

- (2) インドネシアにおけるダム再生

既設ダムの堆砂対策に関する検討を行うとともに、現地調査を 4 回実施し、インドネシア国政府や関係機関に対策の提案を行った。2020 年 2 月、同国政府から実施に向けた前向きな意向が示されたことから、我が国事業者の参入可能性のある案件形成に向け、2020 年度（令和 2 年度）も引き続き同国政府の開発計画との整合性及び同国政府の借入意思を踏まえつつ、案件化に向けた調整を進めることとしたい。

2. 水資源分野における技術情報の整理について

我が国に優位性のある水資源分野の技術のうち、海外展開の可能性のあるものについて、当該技術を保有する団体・企業等の協力を得て、構成員およびその会員企業等で共有する「水資源分野における日本の技術集（案）」を、2020 年（令和 2 年）3 月、日本語および英語にてとりまとめた。

以 上

2020 年度（令和 2 年度）の活性化協議会の進め方（案）

1. 本協議会の運営について

年度の期初と期末に全体会議を開催する。

また、案件の現状把握、課題整理等については作業部会を随時開催することなどにより、水資源分野における我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行うとともに、協力体制の構築等に取り組む。

2. 2020 年度（令和 2 年度）に調査対象とする案件候補について

2019 年度（令和元年度）に選定した 2 件のうち、「ミャンマーにおける統合水資源管理マスタープラン」に関する案件候補については当面の目標を達成したことから、調査対象から外すこととする。

「インドネシアにおけるダム再生」に関する案件候補については、我が国事業者の参入可能性のある事業の形成に向けての検討・調整が今後とも想定されることから、2020 年度（令和 2 年度）も引き続き調査対象とする。

また、2020 年度（令和 2 年度）新たに調査対象とする案件候補については、年度期初に開催予定の全体会議で選定する。

3. 水資源分野における技術情報の整理の更新

2019 年度（令和元年度）にとりまとめた「水資源分野における日本の技術集（案）」について、新たな情報や技術の反映を図るため、当該技術を保有する企業・団体等の協力を得ながら、継続的に更新する。

以 上

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会 規約

(目的)

第1条 「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」の成立を踏まえ、水資源分野における海外社会資本事業への我が国事業者の円滑な参入を図るため、国土交通省が海外社会資本事業を行う我が国事業者その他の関係者に必要な情報及び資料の提供を行うとともに、関係者が相互に連携を図りながら協力することで、水資源分野において、調査・計画段階に着目して我が国事業者の海外展開に関する現状把握、課題整理等を行い、協力体制の構築等に取り組む「水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会」（以下「活性化協議会」という。）を設置する。

(活性化協議会の構成)

第2条 活性化協議会の構成員は、別表の通りとする。②

- 2 協議会の座長は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長とする。
- 3 事務局は、国土交通省水管理・国土保全局水資源部の支援のもと、独立行政法人水資源機構が担うこととする。
- 4 座長は、必要に応じ、委員以外の者の参加を求めることができる。

(取組内容)

第3条 活性化協議会は、以下の取組を実施する。

1. 我が国事業者の海外展開に必要な現状把握
2. 我が国事業者の参入促進に向けた課題整理
3. 協力体制の構築 等

(活性化協議会の開催)

第4条 委員全体での会議（全体会議）は、座長の求めに応じて開催する。なお、我が国事業者の参入促進に向けた個別具体の現状把握、課題整理等については、関係者からなる作業部会を随時開催することとする。

(会議の公開等)

第5条 活性化協議会（全体会議及び作業部会）は非公開とする。なお、全体会議について、議事概要を作成する。

(その他)

第6条 この規約に定めるほか、活性化協議会の運営に関し必要な事項は、活性化協議会において定める。

附 則①

この規約は、平成30年8月31日より実施する。

附 則②

この規約は、令和元年6月6日より実施する。

水資源分野における我が国事業者の海外展開活性化に向けた協議会
構成員

【委 員】

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長

農林水産省農村振興局整備部水資源課長

経済産業省経済産業政策局地域経済産業グループ地域産業基盤整備課長

経済産業省製造産業局国際プラント・インフラシステム・水ビジネス推進室長

国土交通省総合政策局国際建設管理官

国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長

○ 国土交通省水管理・国土保全局水資源部水資源計画課長

国立研究開発法人土木研究所水災害・リスクマネジメント国際センター水災害
研究グループ長

独立行政法人水資源機構国際監

一般社団法人国際建設技術協会研究第二部長

一般社団法人海外建設協会常務理事

一般社団法人海外コンサルタント協会専務理事

一般社団法人海外農業開発コンサルタント協会企画部長

一般社団法人ダム・堰施設技術協会参与

一般社団法人海外電力調査会電力協力部長

一般財団法人日本ダム協会専務理事 ②

(○：座長)

【オブザーバー】

独立行政法人国際協力機構地球環境部長

事務局：独立行政法人水資源機構経営企画部国際課 ②